

# アウトリーチ型移動式居場所づくり事業業務委託仕様書

## 1 委託業務名

アウトリーチ型移動式居場所づくり事業業務委託

## 2 概要と目的

三重県子ども条例第13条第4号及び第18条第1項では、全ての子どもが安全に安心して過ごすことができる多様な居場所の創出及び充実を図ることが示されている。県内では、子ども支援団体の取組もあり、子どもの居場所はこの5年間で約2.5倍に増加している。一方で、国の調査では家や学校以外に「居場所がない」と感じると感じる子どもの割合は、小学生に比べて中高生世代で高い傾向があり、現場からも、中高生は低年齢児が多い場の利用をためらいやすいほか、思春期特有の悩みを抱えやすいとの指摘がある。

また、令和7年度、県では中高生世代の居場所づくりに先駆的に取り組む実践者を講師として招き、市町及び居場所運営団体を対象とする研修を実施した。当該研修においては、中高生にとって相談窓口へ直接赴くことには抵抗感があり、身近な入口として機能する居場所の必要性、支援の構えを前面に示さず自然な関わりが求められること、並びに雑談等を通じた安心感の醸成が信頼関係の形成及び相談への移行に資することを共有した。併せて、時間的・地理的要因や年齢構成に起因する心理的抵抗等により既存の居場所を利用しにくい中高生が一定数存在すると指摘されていることから、学校周辺や駅前等の中高生世代の生活圏に向いて接点を設けるアウトリーチ型の取組が有効であると整理した。

以上を踏まえ、本事業は、中高生世代が安心して自分らしく過ごすことができる地域の居場所づくりを推進するため、キッチンカー等を活用した移動式の居場所を学校周辺や地域拠点で運営するモデル事業として展開する。地理的・心理的ハードルにより既存の子どもの居場所を利用しにくい層に対し、生活圏に向かうアウトリーチ型支援を行うことで、身近な相談環境の提供、つながりの創出、困りごとの早期発見を図る。また、事業の実施を通じて寄せられた利用者の声や、運営上把握された課題及び成果については、市町や子どもの支援に取り組む企業・団体が参加する報告会等において共有し、地域全体で多様な居場所づくりが広がるよう、得られた知見を還元する。

## 3 履行期間

契約の日から令和9年3月31日(水)まで

## 4 委託業務の概要

- (1) 活動場所の設定
- (2) 広報
- (3) 関係機関等との連絡調整
- (4) スタッフ体制の確保
- (5) 事前準備・当日運営
- (6) アンケート等による意見の収集
- (7) 子ども・若者の主体的参画
- (8) 実績・効果の記録・報告

## (9) その他

### 5 委託業務内容

以下の(1)～(9)を実施することとし、企画内容、運営スケジュール等を提案のうえ、提案内容をもとに、契約後に県と協議のうえ詳細を決定することとする。

本業務の実施にあたっては、子どもを権利の主体として尊重し、三重県子ども条例の趣旨を十分に理解したうえで実施すること。運営全体を通じて、子どもが安心して意見を表明でき、主体的に楽しんで参加できるよう、工夫を行うこと。

なお、企画にかかる人件費のほか、運営に係る消耗品費、通信運搬費、会場使用料等、本委託事業の実施にかかる一切の費用を委託費に含むこととする。

#### (1) 活動場所の設定

- ・ 中高生世代が利用しやすい学校周辺等の生活圏を基本として、運営に適した場所を選定すること。
- ・ 実施期間において、2か所以上の活動場所を選定すること。
- ・ 必要な手続及び調整を行ったうえで場所を確保すること。
- ・ 活動場所は、キッチンカー等の車両を活用した展開が可能であることを前提に選定すること。

#### (2) 広報

- ・ 周知については、SNS、市町、地域団体等との連携を含め、適切な方法により実施すること。
- ・ 定期巡回する各場所の特性に応じて広報方法を工夫すること。
- ・ SNS や短尺動画などを活用し中高生世代に届きやすい手法を用いて周知を行うこと。

#### (3) 関係機関等との連絡調整

- ・ 各回の実施にあたり、関係機関へ必要な連絡を行い、必要な資料等を作成及び提出すること。
- ・ 安全確保や個人情報保護に配慮し、適切な体制で連絡調整を行うこと。

#### (4) スタッフ体制の確保

- ・ 見守り、相談対応、運営補助等に必要なスタッフを確保すること。
- ・ スタッフに係る謝金・旅費等が必要な場合は適切に支払うこと。

#### (5) 事前準備・当日運営

- ・ キッチンカー等の車両を活用した居場所の運営を行うことを前提として、活動シナリオ、車両配置、交流スペースの設計、軽食及び備品、衛生面を含むリスク管理等、運営に必要な事項を整理し、必要に応じて県と協議のうえ実施方法を決定すること。
- ・ 当日は、車両の設営・撤収、受付、軽食提供、交流スペースの運営、見守り、相談対応、活動記録、地域・関係機関への説明等、必要な一連の運営業務を行うこと。
- ・ 活動は、8か月間で週1回程度、合計32回以上、設定した複数の場所を巡回しながら定期的に実施すること。
- ・ 居場所の運営時間は1回あたり90分以上とすること。

#### (6) アンケート等による意見の収集

- ・ 中高生世代を中心とした利用者からの意見・感想等の収集を行い、今後の運営改善に活用すること。

- ・ 意見収集の形式や内容については必要に応じて県と協議して決定すること。

(7) 子ども・若者の主体的参画

- ・ ボランティア参加、広報・企画等への関与など、子ども・若者が主体的に関われる仕組みを適宜設けること。
- ・ ボランティア等に係る謝金・旅費等が必要な場合は適切に支払うこと。

(8) 実績・効果の記録・報告

- ・ 各回の活動状況、利用者数、継続利用率、相談件数、利用者の声等について記録を行い、必要な報告を行うこと。
- ・ 得られたデータを踏まえ、利用人数、継続利用率、相談件数等から関係性を把握する指標の作成を含む効果測定を実施すること。
- ・ 事業の成果等について、県が開催する市町及び子どもの支援に取り組む企業・団体が参加する報告会等において共有すること。あわせて、報告会で使用する資料(発表スライド、配布資料等)を作成し、事前に県へ提出すること。
- ・ 事業終了後は速やかに実績報告書を提出すること。

(9) その他

- ・ 業務を円滑に進めるため、必要に応じて打合せを実施すること。

## 6 契約条件

(1) 委託業務名 アウトリーチ型移動式居場所づくり事業業務委託

(2) 委託期間 契約日から令和9年3月31日(水)まで

(3) 履行場所 三重県子ども・福祉部 少子化対策課(津市広明町13番地)他

(4) 成果品

- ① 本仕様書5(1)(2)(3):活動場所の設定状況、広報状況、関係機関との連絡調整内容等について、記録及び関係資料を取りまとめた報告書
- ② 本仕様書5(4):スタッフ体制に関する資料(役割分担、従事状況)
- ③ 本仕様書5(5):各回の運営記録(実施日・場所・参加人数・活動内容・相談対応状況・活動写真等)、巡回実績一覧、及び運営全体を取りまとめた報告書
- ④ 本仕様書5(6)(7):アンケート結果の集計・分析資料、子ども・若者の参画状況(ボランティア参加状況、企画参画内容 等)を取りまとめた報告書
- ⑤ 本仕様書5(8):実績・効果に係る記録(利用者数、継続利用率、相談件数、利用者の声等)、関係性指標を用いた効果測定結果、ならびに総括としての事業実施報告書

(5) 納入期限

- ① :各回活動終了後、1カ月以内
- ② :各回活動終了後、1カ月以内
- ③ :令和9年3月31日(水)まで
- ④ :令和9年3月31日(水)まで
- ⑤ :令和9年3月31日(水)まで

(6) 検査日時 納入期限以降で別途指示する。

## 7 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、三重県子ども・福祉部 少子化対策課において示す。

- (2) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。ただし、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下「更生(再生)手続中の者」という。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第 199 条 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とする。
- また、三重県会計規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、同規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しない。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額の 100 分の 110 に相当する金額とし、契約金額の表示は消費税等を内書きで記載するものとする。(契約金額は、1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)
- (4) 契約は、三重県子ども・福祉部 少子化対策課において行う。

## 8 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

## 9 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

## 10 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

## 11 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

## 12 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1)受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下暴力団等という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 委託者に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

(2)受託者が(1)のイ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落

札資格停止等の措置を講じます。

### 13 その他

- ・ 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- ・ 提出された応募書類等について、個人情報以外は三重県情報公開条例に基づく情報公開の対象となる。
- ・ 受託者は、本業務を実施するにあたり、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じてユニバーサルデザインの観点でチラシ等のデザイン作成を行うこと。
- ・ 本業務により発生した成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)及び成果品のうち甲又は乙が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって甲に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないこととする。
- ・ 本業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。個人情報保護法第176条、第180条及び第184条並びに番号法第50条、第51条、第55条、第56条及び第57条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- ・ 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うものとする。
- ・ 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報保護法に罰則があるので留意すること。
- ・ 本仕様書に記載のない事項については、三重県会計規則の定めるところによるものとする。
- ・ 本仕様書に記載のない事項について疑義のある場合は、その都度、受託者と三重県が協議のうえ、決定することとする。

### 14 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県 子ども・福祉部 少子化対策課 担当:山羽・石崎

Tel:059-224-2057 FAX:059-224-2270

E-mail:shoshika@pref.mie.lg.jp